

平成31年 1月24日

(略)

東京都監査委員	清	水	やすこ
同	神	林	茂
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成30年12月17日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、境川金森調節池工事（以下「本件工事」という。）が、建築基準法上の制約を拡大解釈し、都市計画法上の必要な措置を行わないまま、裁判中であるにもかかわらず着工されたことは違法・不当であるとして、本件工事を中止して本件工事契約を解除することなどを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の履行等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の制約を拡大解釈して本件工事が着工されたと主張しているが、具体的に、どのような事実によどの条文を当てはめ、拡大解釈したかなどの疎明がない。

また、請求人は、調節池の設置に当たっては、都市計画決定が要件であり、その措置がとられていないことをもって本件工事の着工の違法を主張しているものと解されるが、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項では、「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設（注）を定めることができる。」と規定されており、調

調節池もこれらの中に含まれる。法文が示すとおり、これらの施設は、都市計画に必ずしも定めなければならないものではない。

なお、請求人が請求書で示している国土交通省第10版都市計画運用指針は、調節池を都市計画決定する場合には、これを「防水の施設」として取り扱うことが望ましいと記載しているにすぎず、都市計画が要件であることを定めているものではない。

さらに、請求人は、裁判中であることを本件工事の着工の違法不当の根拠としているものと解されるが、例えば、民事保全法（平成元年法律第91号）第24条の規定に基づき、裁判所より仮処分命令が発せられている場合等は工事の中止等の措置をとるものと考えられるが、そのような格別の場合を除けば、単に裁判中であることのみをもって当然に工事を中止する理由とはならず、また、請求書等において裁判所より仮処分命令が発せられている等の事実を証する疎明もない。

以上、請求人は、本件工事の着工に係る財務会計法規上の違法不当を主張することなく、主観的見解により本件工事を中止して契約を解除することなどを求めているものと解さざるを得ず、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に具備しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

注 都市計画法第11条第1項の第1号から第14号に、都市計画に定めることができる施設として、道路、公園などが列挙されており、第14号「その他政令で定める施設」に調節池が含まれる。